

令和 7 年第 2 回

湧別町議会臨時会会議録

湧別町議会

令和 7 年第 2 回湧別町議会臨時会

令和 7 年 5 月 1 2 日湧別町議会議場に招集された。

1 応招議員は次のとおりである。

1 番 関 野 一 良	2 番 高 田 映 二	3 番 加 藤 政 弘
4 番 村 川 勝 彦	5 番 下 田 英 人	6 番 酒 井 純 一
8 番 小 形 秀 和	9 番 檜 山 洋 一	10 番 脇 坂 敏 夫
11 番 村 田 一 志		

2 不応招議員

なし。

3 出席議員は次のとおりである。

1 番 関 野 一 良	2 番 高 田 映 二	3 番 加 藤 政 弘
4 番 村 川 勝 彦	5 番 下 田 英 人	6 番 酒 井 純 一
8 番 小 形 秀 和	9 番 檜 山 洋 一	10 番 脇 坂 敏 夫
11 番 村 田 一 志		

4 欠席議員

なし。

5 地方自治法第 1 2 1 条の規定により議案の説明のため出席を求めた者及び説明の委任を受けて本会議に出席する者は、次のとおりである。

町長 刈田智之、副町長 因洋史、総務課長 坂本雄仁、総務課参事 中川友広、企画財政課長 井上道也、企画財政課未来づくり担当課長 斉藤健悟、住民税務課長 岩瀬昌幸、農政課長 宮本則幸、農政課参事 山川渉、商工観光課長 大口貢、建設課長 北林孝之、建設課参事 細川聡、会計管理者 松下一彦、出納課長 松下一彦、水道課長 出口幹敏、水道課参事 細川聡、福祉課長 前野和憲、健康こども課長 大塚幸夫、健康こども課児童支援担当課長 牧村宣幸、水産林務課長 青山賢治、総務課総務グループ主幹 宍戸和幸、住民税務課税務グループ主幹 坂田桂樹、建設課管理グループ主幹 藤直樹、建設課管理グループ主幹 宇佐美大我、企画財政課財政グループ主幹 佐藤誠一、企画財政課財政グループ主査 峯田実、教育委員会教育長 阿部勉、教育総務課長 佐藤美貴、教育総務課参事 綾部雅一、教育総務課給食センター所長 根子敏男、社会教育課長 西海谷巧、社会教育課参事 中島一之、教育総務課教育管理グループ主幹 大西久践、教育総務課学校教育グループ主幹 大西久践、社会教育課社会教育グループ主幹 藤

本祐司、社会教育課図書館長 中島一之、社会教育課ふるさと館 J R Y 館長 中島一之、農業委員会会長 吉村智之、農業委員会事務局長 吉松智弘、代表監査委員 水野豊、監査委員事務局長 近藤康弘、監査委員事務局次長 藪悟志、選挙管理委員会委員長 森谷重俊

6 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 近藤康弘、事務局次長 藪悟志

会 議 に 付 し た 事 件

別 紙 日 程 表 に 記 載 の と お り

令和 7 年第 2 回湧別町議会臨時会

議事日程（第 1 日）

令和 7 年 5 月 1 2 日

日程第	1			会議録署名議員の指名
日程第	2			会期の決定
日程第	3			諸般の報告
日程第	4			行政報告
日程第	5	承認第	1 号	専決処分の承認を求めることについて
日程第	6	議案第	1 号	和解及び損害賠償の額の決定について
日程第	7	議案第	2 号	湧別町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	8	議案第	3 号	芭露保育所改築工事（建築主体工事）請負契約の締結について
日程第	9	議案第	4 号	芭露保育所改築工事（電気設備工事）請負契約の締結について
日程第	1 0	議案第	5 号	芭露保育所改築工事（機械設備工事）請負契約の締結について
日程第	1 1	議案第	6 号	防災行政無線等整備工事請負契約の締結について

開 会 宣 告（１０：００）

○議 長 ただいまの出席議員は10名でございます。

これより令和７年第２回湧別町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程でございますが、皆様のお手元に配付してあります日程により会議を進めたいと思いますので、よろしくご協力お願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、２番高田君、３番加藤君を指名いたします。

日程第２、会期の決定を議題といたします。

会議に先立ち議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長よりその結果の報告を願います。

６番、酒井君。

（議会運営委員長結果報告）

○議 長 議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日１日とすることにご異議ありませんか。

○全 員 （異 議 な し）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日１日間とすることに決定いたしました。

日程第３、これから諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告いたさせます。

局長。

○議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

今臨時会に提出されております案件は、町長提出といたしまして、承認１件、条例１件、契約締結４件、その他１件であります。

次に、議案等説明員の関係であります。今臨時会に議案等説明のため出席を求めた執行者と執行者の委任を受けて出席する職員は、お手元に配布してあります報告書のとおりでございます。

次に、監査委員から２月分及び３月分の例月出納検査について異常がない旨、また、令和６年度定期監査の結果について、議長に報告書が提出されております。

次に、去る３月12日の令和７年第１回町議会定例会終了後から、本日までの議会及び委員会活動等についてご報告いたします。

３月14日、帯広市において、上川大雪酒造・碧雲蔵訪問が行われ、これに議長が出席いたしております。

３月21日及び24日、各上湧別地区小・中学校において、閉校式が開催され、

これに議長及び各議員が出席いたしております。

3月28日、認定こども園みのりにおいて、同園の第3回卒園証書授与式が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

4月3日、役場応接室において、湧別町チャレンジデー実行委員会役員会が開催され、これに議長が出席いたしております。

4月4日、認定こども園みのりにおいて、同園の入園式が開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

同日、遠軽町において、遠軽地区総合開発期成会総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

4月16日、議会運営委員会が開催されました。

4月18日、上湧別コミュニティセンターにおいて、湧別町自衛隊協力会総会、ゆうべつチャレンジデー実行委員会総会、湧別町交通安全推進委員会総会、遠軽地区交通安全協会湧別支部設立総会、湧別町安心のまちづくり協議会総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

4月19日、上湧別学園において、湧別町立上湧別学園開校記念式典が執り行われ、これに議長及び各議員が出席いたしております。

同日、紋別市において、紋別防雪道路完成祝賀会が行われ、これに議長及び各議員が出席いたしております。

4月22日、議長室において、オホーツク紋別空港利用・整備促進期成会監査が行われ、これに議長が出席いたしております。

同日、文化センターTOMにおいて、湧別町観光協会通常総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

4月25日、議会広報編集特別委員会が開催されました。

4月30日、議長室において、オホーツク圏地域活性化期成会監査が行われ、これに議長が出席いたしております。

5月1日、ふるさと館JRY視聴覚室において、2025ゆうべつチューリップフェアオープニングセレモニーが開催され、これに議長及び各議員が出席いたしております。

5月7日、紋別市において、高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会総会及びオホーツク紋別空港利用・整備促進期成会総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

5月9日、文化センターTOMにおいて、湧別町商工会通常総会が開催され、これに議長が出席いたしております。

5月12日、議会運営委員会が開催されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長 これでは諸般の報告を終わります。

日程第４、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長 前回の議会以降における行政上の諸課題について報告申し上げます。

１点目ですが、令和６年度ふるさと納税の寄附採納実績についてであります。

令和６年度における、ふるさと納税の寄附採納実績について、報告させていただきます。令和５年度と比較しまして、寄附件数は３,４６４件減の４,６８７件、寄附金額は３,３８０万３,２００円減の９,０４１万３,１００円となりました。

ここに、ご寄附を賜りました皆様に、この場をお借り致しまして厚くお礼を申し上げますとともに、お寄せいただきました貴重な浄財は、寄附者のご意向に沿って有効に活用させていただきたいと存じます。

本町においては、これまでもふるさと納税制度の定着と魅力ある返礼品の提供を行ってまいりましたが、令和５年１０月の経費基準の厳格化に対応するため、寄附金額の引き上げを行ったほか、ホタテや牡蠣などの市場価格高騰の影響、物価等の高騰による日用品や日常的に使える返礼品の需要の高まりなどにより、前年度と比較して寄附件数及び寄附金額が減少したものと推察しているところであります。

今後におきましては、寄附者が魅力を感じる返礼品の増加、寄附サイトの返礼品の見せ方の工夫や広告等によるＰＲの強化、返礼品提供事業者との更なる連携強化を図り、本町並びに地場産品の魅力を全国に発信してまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

２点目ですが、寄附採納についてであります。

はじめに、企業版ふるさと納税による寄附についてご報告をいたします。

去る３月６日、遠軽町株式会社渡辺組代表取締役社長 渡辺勇喜様より、３００万円のご寄附の申出をいただき、３月３１日に有り難く受納させていただきました。また、３月１２日には、東京都 有限会社アクアテック代表取締役大和田健斗様より、衛星Wi-Fi１台、１,０９７万８千円相当のご寄附の申出をいただき、３月２８日に有り難く受納させていただきました。

この場をお借り致しまして、ご寄附を賜りました、株式会社渡辺組様と有限会社アクアテック様に厚くお礼を申し上げますとともに、お寄せいただきました貴重な浄財は、ご意向に沿って有効に活用させていただくとともに、衛星Wi-Fiにつきましては、災害発生時など、緊急時の非常用通信手段として有効に活用させていただきたいと存じます。

なお、令和６年度における企業版ふるさと納税については、現金寄附が９件で５７０万円、物品寄附が２件で１,４３４万６千円相当でありました。

今後におきましても、本町のまちづくりや施策、私の思いを町内外に積極的

に発信し、企業の皆様に本町を応援いただけるよう取り組んでまいりたいと存じます。

つづいて、指定寄附について、ご報告いたします。

去る3月10日、遠軽町遠軽信用金庫理事長市川裕記様より、eスポーツ事業に活用していただきたいと、200万円のご寄附の申出があり、有り難く受納させていただきました。また、4月3日には、錦町の株式会社中川組代表取締役森光弘様より、子育て支援事業に活用していただきたいと、100万円のご寄附の申出があり、有り難く受納させていただきました。

この場をお借り致しまして、ご寄附を賜りました、遠軽信用金庫様、株式会社中川組様に厚くお礼を申し上げますとともに、お寄せいただきました貴重な浄財は、ご意向に沿って有効に活用させていただきたいと存じます。

3点目ですが、冷凍帆立貝柱の寄贈についてであります。

去る4月1日、曙町の株式会社寺本商店代表取締役社長寺本聡様より、今年も冷凍帆立貝柱350kgのご寄贈をいただきましたのでご報告いたします。

冷凍帆立貝柱につきましては、年間を通して給食に使用することにより、児童生徒が地元の産業に対する関心を深め、自然の恵みの大切さを感じてもらうといった重要な食育の機会となっております。

地域の素晴らしい食材を30年以上の永きにわたりご寄贈いただき心から感謝申し上げます、報告いたします。

4点目ですが、住民訴訟等についてであります。

町内に居住する方より提訴されております2件の訴訟の状況についてご報告いたします。

まず1件目は、新庁舎等整備事業設計業務委託の予算について、特別多数議決を経ていないことが地方自治法に違反しているとして、特別多数議決として採決するまで、同予算の執行差し止めを求められた差止請求事件の控訴審であります。

去る4月15日に、札幌高等裁判所で判決が言い渡されました。裁判所の判決主文は、「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。」であり、第1審の判決内容を全面的に支持するものでありました。判決理由として、本件の予算執行は町民の権利義務に直接影響を及ぼすものではなく、行政事件訴訟法に基づく処分には該当しないため、訴えは不適法であること、また本件議決は特別多数議決を要するとの控訴人の主張は失当であることから、第1審の判決は相当であると結論付けられております。

当方の主張が全面的に認められた判決となりましたが、控訴人は、この判決結果を不服として、4月23日付で上告手続きを行った旨、当方代理人である弁護士から連絡がありました。

控訴人が裁判所に提出した上告状並びに上告理由書については、まだ担当弁護士より届いておりませんので、上告理由等の内容詳細は不明ではありますが、控訴審と同様に代理人である担当弁護士としっかり打合せを行いながら、取り進めて参りたいと考えております。

次に2件目は、原告の方が取得した非木造家屋について、平成17年度から令和6年度まで町に納付した固定資産税に過納付があるとして、損害賠償金として39万2,800円の支払いを求められた損害賠償請求事件であります。

原告より、当初の訴訟内容を改め、損害賠償金を拡張する申出があったもので、新たに評価の際に乗じている調整率の適用箇所にも過ちがあると主張しているものでありますが、4月21日に弁論準備手続きが釧路地方裁判所北見支部で開かれ、当方からは代理人である佐々木総合法律事務所の下矢弁護士が出頭いたしました。

町といたしましては、対象家屋の評価当時における国や北海道からの通知又は指示に基づいた箇所に調整率を適用していることから、過ちのないことを主張いたしました。争点や証拠の整理を終えたことから、同日に口頭弁論が行われ、裁判長が原告と被告の双方に追加の陳述がないことを確認したため、全ての弁論を終結し、6月30日に判決が言い渡されることになりました。

5点目は、湧別町立上湧別学園の開校についてであります。

義務教育学校上湧別学園が4月1日付けで設置されたことに伴い、4月7日に入学式、つづいて4月19日に開校記念式典が開催されました。

開校記念式典は、児童生徒222名を含む保護者、地域関係者、武部文部科学副大臣や松橋北海道教育庁オホーツク教育局長をはじめとする来賓など約460名の出席のもと挙行されました。

上湧別学園金管バンドと吹奏楽部によるオープニング演奏や上湧別学園の校章をデザインした鈴木美里氏や校歌を作詞・作曲した松原健太氏が登壇するなど、新たな門出にふさわしい式典となりました。

保護者や地域住民の皆様で組織されました上湧別地区義務教育学校開設準備委員会の方々には、校名・校章・校歌の選定及び開校記念式典を開催いただき、そのご尽力に深く感謝を申し上げますとともに、地域とともに夢と希望をもって成長する上湧別学園であることを祈念し報告といたします。

6点目は、株式会社ほくほくフィナンシャルグループ発行の優先株の全額償還についてであります。

平成11年7月に、旧上湧別町の指定金融機関でありました北海道銀行の自己資本の増強を目的として、優先株の引き受け要請を受け、1株500円の優先株を10万株、5,000万円を取得をし、運用を行って参りました。

平成16年9月には、ほくぎんフィナンシャルグループとの経営統合により、

ほくほくフィナンシャルグループと商号が変更となり、経営の合理化、効率化を推進し業績を伸ばし、令和元年度からは自己資本の充実により、年間1万株500万円ずつが償還され、現在、本町が保有する優先株は4万株2,000万円となっております。

このたび、自己資本が十分な水準に積み上がったことを理由に、全ての優先株主より全額を取得するとの申出があり、4月24日付にて本町が保有しておりました4万株2,000万円が償還されましたので、これをもって、当初に優先株として取得した5,000万円すべてが償還されたこととなりますので、ご報告致します。

なお、6月末に予定している最終配当額30万円を含めまして、優先株を取得してから今回の全額償還までに本町が受けた配当金の総額は、3,430万9千円となります。

7点目は、ゆうゆう厚生クリニック医師の赴任についてであります。

令和3年4月からゆうゆう厚生クリニックで院長として診療業務にあたられていました桂敦史医師が5月16日をもって勤務を終了し、6月末をもって退職されることになりました。これに伴い、後任として中川雄太医師が5月1日から院長代行として着任し、7月1日付で新院長に就任される予定となっております。

中川医師につきましては、金沢大学医学部のご出身で、札幌、旭川などの大規模病院のほか、北見赤十字病院循環器内科の診療部長、摩周厚生病院など、大小さまざまな病院で診療されたご経験をお持ちで、地域医療、高齢者医療の経験を生かして貢献したいとのことであります。専門は循環器内科のほか総合内科ということで、地域に根差した、かかりつけの先生として、町民の皆様の安心のために医療を提供してくださるものと期待しているところであります。

8点目は、北海道関係工事の発注状況についてであります。

工事名、登栄床漁港外水産物供給基盤機能保全工事、工事場所、登栄床（登栄床漁港）、港町（湧別漁港）、請負金額、2億6,691万5,283円、請負業者、株式会社西村組・小針土建株式会社（中標津町）・窪田建設株式会社（網走市）特定建設工事共同企業体、規模、登栄床漁港機能保全工事、南防波堤補修長さ56.9メートル、湧別漁港機能保全工事、第2北防波堤補修長さ13.3メートル、－4.0メートル航路浚渫面積2,040平方メートル、道債工事河口浚渫面積780平方メートル、工期は令和8年2月10日までであります。

9点目は、町関係工事の発注状況についてであります。

業務名、町道維持管理作業委託その1、業務場所、町内、請負金額、2,721万4千円、請負業者、湧別小型運送株式会社、規模、町道維持業務一式、工期、令和8年3月31日。

2、業務名、町道維持管理作業委託その2、業務場所、町内、請負金額、2,239万5千円、請負業者、株式会社渡辺興業、規模、町道維持業務一式、工期、令和8年3月31日。

以上で、行政報告とさせていただきます。

○議長 長 これで行政報告は終わりました。

日程第5、承認第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいただきます。

局長。

○議会事務局長 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。

○議長 長 提案者の説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長提案理由説明)

○議長 長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 長 討論がございませんので、本案は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6、議案第1号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいただきます。

局長。

○議会事務局長 議案第1号、和解及び損害賠償の額の決定について。

○議長 長 提案者の説明を求めます。

副町長。

(副町長提案理由説明)

○議長 長 これから質疑を行います。

3番、加藤君。

○3番 関連した質問をさせていただきたいと思います。

これまで和解及び損害賠償の額の決定については、ほとんど自動車事故によるものが多かったと思うのですが、このたび町の施設による事故ということなのですが、町内の水道管に伴う道路の状況についてですね、全国的に今水道管の漏水による事故が発生して大きな問題となっております。本町におきまして

はこのようなことが他にないのかどうか、まず1点お聞きしたいと思います。

○議 長 副町長。

○副町長 ただいまのご質問でございますが、本町におきましてはこのような事故は以前には発生したことはございません。

○議 長 3番、加藤君。

○3 番 このような事故がなかったということなのですが、今後におきましても万が一そういう事故がないとも私は考えられないというふうに思っております。それで、現況の先ほどパトロール体制を十分にということなのですが、現況どういうふうなパトロールになっているかお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 副町長。

○副町長 質問にお答えいたします。今回の事故、原因は水道管の漏水ということでございます。漏水につきましてはこれまでも発生をしております。水道管は町の敷地内、様々な部分に入っておりますけれども、その要因としましてはこれまた外的な要因で、様々な要因で発生しておりますので、一概にこうしたところだとか何年たったからというようなものではないということで踏まえております。漏水につきましては随時というか、24時間配水池の水量というものを監視しております、その水量が著しく減るような状況が見られたときにはどこかで漏水が発生することになりますので、即時に担当者のほうで漏水箇所の発生箇所、発見に向けたパトロールということを実施しております。これまでもそのようなことで発生箇所をなんとか見つけて、見つかれば迅速に補修するということを繰り返してきておるところでございますので、今後においてももちろん小規模の漏水はこれまでもずっとある箇所もあります。それがだんだん大きくなってきて、大きく水が漏れだすというところもあるのも事実ありますから、水道課もさることながら道路管理の担当所管部署でも随時、その他の漏水にかかわらず道路のパトロールをしておりますので、合わせて行ってまいりますのでそのような方向ということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 ちょっと事故の関係で関連しますけれども、水道の関係での道路の破損ではなくて、一般道路の舗装が本当に割れてしまって真ん中で口が開いているという町道が現在あります。町も巡回してパトロールしているというふうには聞いているのですけれども、そういうところをやはり早期に見つけて修理していかないと、舗装はそこから水が入って凍れ上がるとなるとおなご口が開いたらというようなことで、自転車なんかで歩く人は完全にタイヤが挟まるくらいの口が開いた道路があります。これ私も所管の産文で一回町内の道路の調査をしなければだめかなというふうには考えておりますけれども、町のほうも

巡回しているのであるのだから、早期にそういう箇所を見つけたらやはり地域から言われる前に、やはり町がそういうものを直していくというふうなことを早期にやっていただきたいということだけをお願いいたします。

○議 長 建設課参事。

○建設課参事 村川議員のご質問にお答えいたします。

町道の穴につきましては、議員おっしゃるとおり冬期の間の雪が解けた水が舗装のひびに入って、それが夜の間凍上して広がって、それが繰り返して大きな穴になるというのが現実の状況であります。町といたしましては春先に穴が発見された場合は直ちに業者に補修を依頼するというのもありますし、町職員自らが常温合材という舗装のパッチワークの材料ですね、それを持って行って埋めているという状況もございます。現実にも穴埋めを行っております。

そういうことで、クラック、穴が見つかった場合には直ちに補修するような体制をとっておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議 長 4番、村川君。

○4 番 全町私も見たわけではないのでたまたまうちの地区の高齢者の方が自転車であれ大変だと、場所見ますと2線の3号から2号間の2線道路ですね、の間が真ん中が膨れ上がって真ん中がこう口開いちゃってる。これずっとなのですよ、距離的にかなり長い距離がそうになってしまっているのです、その辺ちょっと現場見てもらって担当課で、そして早急に修理していかないと高齢者自転車で歩くので怪我してまた損害賠償とかって話になっても困りますので。これちょっとうちの地区だけそういうあれがあったものだから、高齢者からあったものだからちょっとしたのですけれども、全町的にそういうところがあるんじゃないかなというふうに思っていますので、全町調査してやってください。よろしく願いいたします。答弁いいです。

○議 長 いいですか。ほかに質疑ありませんか。

○全 員 (な し)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○全 員 (な し)

○議 長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全 員 (異 議 な し)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第2号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第2号、湧別町税条例の一部を改正する条例の制定について。

○議長 提案者の説明を求めます。

住民税務課長。

(住民税務課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩宣告(10:51)

再開宣告(11:00)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第3号から日程第10、議案第5号までについては関連性がありますので一括議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第3号、芭露保育所改築工事(建築主体工事)請負契約の締結について。

議案第4号、芭露保育所改築工事(電気設備工事)請負契約の締結について。

議案第5号、芭露保育所改築工事(機械設備工事)請負契約の締結について。

○議長 提案者の説明を求めます。

建設課長。

(建設課長提案理由説明)

○議長 これから議案第3号から第5号について質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、議案第3号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて議案第4号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて議案第5号の討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第6号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

局長。

○議会事務局長 議案第6号、防災行政無線等整備工事請負契約の締結について。

○議長 提案者の説明を求めます。

建設課長。

(建設課長提案理由説明)

○議長 これから質疑を行います。

○全員 (なし)

○議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

○全員 (なし)

○議長 討論がございませんので、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○全員 (異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第2回湧別町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 宣 告（11：14）

この会議録は書記をして記録されたものであり、この内容が真実であることを証するため、ここに署名する。

湧別町議会 議

長

村田一志

湧別町議会 議

員

高田映二

湧別町議会 議

員

加藤政弘